

中山間地域連携 いいなかネットワーク

会則

第一条 (名称)

本会は、「いいなかネットワーク」と称する（以下「本会」という）

第二条 (目的)

本会は、中山間地域が抱える課題解決のため、山口市、萩市、周南市、島根県吉賀町、津和野、益田市などで活動している団体・個人が連携することにより、情報発信、交流促進、地域の活性化を図る。

第三条 (事務所)

本会の事務所は山口市阿東徳佐上1477に置く

第四条 (事業)

中山間地域のネットワーク化をすすめるための中間支援組織として活動を行ってゆく。

◇中山間地域の連携による交流会・イベントの開催。

◇中山間地域活性のための情報交換を行いながら、

地産品による商品、特産品開発の研究をしコミュニティビジネスの実現をめざす。

◇若者移住のサポート、中山間地域での就労支援などを行う。

第五条 (会員)

本会の会員は次の二種として、正会員をもって、総会を構成する。

(1) 正会員 本会の目的に賛同し、会費を納め、共に活動することを望む団体、個人

(2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために、会費を納め(年会費千円)、入会した個人、団体

第六条 (役員)

本会運営のため次の役員を置く

(1) 会長1名、副会長2名、事務局長1名を置く

(2) 監査役員1名

(3) 運営役員若干名

(4) 役員任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

第七条（会議）

- （１）総会は、年一回以上開催し、活動報告、決算、次年度の活動計画、予算の承認を受ける。
- （２）各事業ごとに運営委員会を開催し、運営委員長を一名置く。
- （３）運営委員長は、各事業の実施責任者として企画、具体化などを統括する。

第八条（職務）

役員は次の職務を行う。

- （１）会長は本会を代表し、業務を総理する。
- （２）副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。
- （３）事務局長は会長、副会長を補佐し、対外交渉、情報発信、活動記録等を担当する。
- （４）監査役員は活動および会計予算の執行に関して適性に実施されているか監査を行い、総会で報告する。
- （５）運営役員は各グループ、個人より不定期に選出する。

第九条（活動年度）

本会の活動年度は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

付則 この会則は、平成 26 年 3 月 3 日より施行する。